

減価償却制度 法定耐用年数の見直し、その4

制度調査部
鳥毛 拓馬

新耐用年数表案(番号17～55)と現行耐用年数表の比較

【要約】

2008年度税制改正大綱では、減価償却資産の法定耐用年数について、機械及び装置を中心に、実態に即した使用年数を基に資産区分の大括り化を行うとしている。

本稿は、大綱で示された減価償却資産耐用年数表の別表第二「機械及び装置の耐用年数表」(以下、新表という。)と現行の耐用年数表(以下、現表という)との対応が現時点では不明確な部分を掲載するものである。

本稿では新表のはん用機械器具製造業用設備から前掲の機械及び装置以外のもの並びに前掲の区分によらないものまで(番号17～55)と現表の機械工業に係る設備、その他の設備について掲載した。

本レポートはその1からその4までの計4つのレポートで構成されている。

はじめに

現行の減価償却制度については、「全般的に法定耐用年数そのものが長い」、「資産区分が細かい」、「耐用年数の短縮や陳腐化した資産の償却限度を実質的に引き上げる特例制度があるものの、申請手続きが煩雑で大きな事務負担が発生する等、使い勝手が悪い」といった問題点が従来から指摘されていた。

例えば、わが国の法定耐用年数区分(機械・装置)は390区分に細かく分かれており、新技術や新製品が開発される度に区分けの問題や適用する耐用年数の問題が生じ得る。諸外国を例に見ると、米国では48区分、韓国では26区分など簡素な制度となっており、抜本的に見直すよう望まれている。

2008年度税制改正大綱では、減価償却制度の法定耐用年数について、機械及び装置を中心に、実態に即した使用年数を基に資産区分の大括り化を行うとしている。

この改正は、既存の減価償却資産を含め、平成20年4月1日以後開始する事業年度について適用することとされている。なお、法定耐用年数に関する改正については、法律ではなく政省令に規定されているので、税制改正法案が成立しなくても、2008年3月末に公布・施行される可能性がある。

今般の見直しにより、機械及び装置は55区分(日本産業分類の中分類、細目を合わせると104)に

大括り化されることになる。また、使用実態等を踏まえて耐用年数も見直される。法定耐用年数区分全体の改正は、1964年から行われていない。

以下は、大綱で示された減価償却資産耐用年数表の別表第二「機械及び装置の耐用年数表」(以下、新表という。)と現行の耐用年数表(以下、現表という)との対応が現時点では不明確な部分を掲載する。

本稿では以下の網掛け部分を掲載している。

「耐用年数の適用等に関する取扱通達」(参考)

食料品製造業に係る設備	(別表第二番号「1」～「36の2」)
繊維工業に係る設備	(別表第二番号「37」～「57」)
木材、木製品製造業に係る設備	(別表第二番号「58」～「63」)
パルプ、紙、紙加工品製造業に係る設備	(別表第二番号「64」～「73」)
出版、印刷、同関連産業に係る設備	(別表第二番号「74」～「80」)
化学工業に係る設備	(別表第二番号「81」～「180」)
ゴム製品製造業に係る設備	(別表第二番号「186」～「190」)
窯業、土石製品製造業に係る設備	(別表第二番号「194」～「210」)
鉄鋼業に係る設備	(別表第二番号「211」～「222」)
非鉄金属製造業に係る設備	(別表第二番号「223」～「232」)
金属製品製造業に係る設備	(別表第二番号「233」～「252」)
機械工業に係る設備	(別表第二番号「253」～「295」)
その他の設備	(別表第二番号「296」～「369」)

新表

番号	用途	細目	耐用年数
17	はん用機械器具製造業用設備		12
18	生産用機械器具製造業用設備	金属加工機械製造設備	9
		その他の設備	12
19	業務用機械器具製造業用設備		7
20	電子部品・デバイス・電子回路製造業用設備	光ディスク(追記型又は書換え型のものに限る。)製造設備	6
		プリント配線基板製造設備	6
		フラットパネルディスプレイ、半導体集積回路又は半導体素子製造設備	5
		その他の設備	8
21	電気機械器具製造業用設備		7
22	情報通信機械器具製造業用設備		8
23	輸送用機械器具製造業用設備		9
24	その他の製造業用設備		9
25	農業用設備		7
26	林業用設備		5
27	漁業用設備(次号に掲げるものを除く。)		5
28	水産養殖業用設備		5
29	鉱業、採石業、砂利採取業用設備	石油又は天然ガス鉱業設備	
		坑井設備	3
		掘さく設備	6
		その他の設備	12
		その他の設備	6
30	総合工事業用設備		6

31	電気業用設備	電気事業用水力発電設備	22
		その他の水力発電設備	20
		汽力発電設備	15
		内燃力又はガスタービン発電設備	15
		送電又は電気事業用変電若しくは配電設備	
		需要者用計器	15
		柱上変圧器	18
		その他の設備	22
		鉄道又は軌道事業用変電設備	15
		その他の設備	
	主として金属製のもの	17	
	その他のもの	8	
32	ガス業用設備	製造用設備	10
		供給用設備	
		鋳鉄製導管	22
		鋳鉄製導管以外の導管	13
		需要者用計量器	13
		その他の設備	15
		その他の設備	
	主として金属製のもの	17	
	その他のもの	8	
33	熱供給業用設備		17
34	水道業用設備		18
35	通信業用設備		9
36	放送業用設備		6
37	映像・音声・文字情報制作業用設備		8
38	鉄道業用設備	自動改札装置	5
		その他の設備	12
39	道路貨物運送業用設備		12
40	倉庫業用設備		12
41	運輸に附帯するサービス業用設備		10
42	飲食料品卸売業用設備		10

43	建築材料、鉱物・金属材料等卸売業用設備	石油又は液化石油ガス卸売用設備(貯蔵を除く。) その他の設備	13 8
44	飲食料品小売業用設備		9
45	その他の小売業用設備	ガソリン又は液化石油ガススタンド設備 その他の設備	8 10
46	技術サービス業(他に分類されないもの)用設備	計量証明業用設備 その他の設備	8 14
47	宿泊業用設備		10
48	飲食店用設備		8
49	洗濯・理容・美容・浴場業用設備		13
50	その他の生活関連サービス業用設備		6
51	娯楽業用設備	映画館又は劇場用設備 遊園地用設備 ボート場用設備 その他の設備 主として金属製のもの その他のもの	11 7 13 17 8
52	その他の教育、学習支援業用設備	教習用運転シミュレータ設備 その他の設備 主として金属製のもの その他のもの	5 17 8
53	自動車整備業用設備		15
54	その他のサービス業用設備		12
55	前掲の機械及び装置以外のもの並びに前掲の区分によらないもの	主として金属製のもの その他のもの	17 8

現表 機械工業に係る設備

設備の種類	細目	耐用年数(年)
ボイラー製造設備		12
エンジン、タービン又は水車製造設備		11
農業用機械製造設備		12
建設機械、鉱山機械又は原動機付車両(他の号に掲げるものを除く。)製造設備		11
金属加工機械製造設備		10
鑄造用機械、合成樹脂加工機械又は木材加工用機械製造設備		12
機械工具、金型又は治具製造業用設備		10
繊維機械(ミシンを含む。)又は同部分品若しくは附属品製造設備		12
風水力機器、金属製弁又は遠心分離機製造設備		12
冷凍機製造設備		11
玉又はコロ軸受若しくは同部分品製造設備		10
歯車、油圧機器その他の動力伝達装置製造業用設備		10
産業用ロボット製造設備		11
その他の産業用機器又は部分品若しくは附属品製造設備		13
事務用機器製造設備		11
食品用、暖ちゆう房用、家庭用又はサービス用機器(電気機器を除く。)製造設備		13
産業用又は民生用電気機器製造設備		11
電気計測器、電気通信用機器、電子応用機器又は同部分品(他の号に掲げるものを除く。)製造設備		10
フラットパネルディスプレイ又はフラットパネル用フィルム材料製造設備		5
光ディスク(追記型又は書換え型のものに限る。)製造設備		6
交通信号保安機器製造設備		12
電球、電子管又は放電灯製造設備		8
半導体集積回路(素子数が5百以上のものに限る。)製造設備		5

その他の半導体素子製造設備		7
抵抗器又は蓄電器製造設備		9
プリント配線基板製造設備		6
フェライト製品製造設備		9
電気機器部分品製造設備		12
乾電池製造設備		9
その他の電池製造設備		12
自動車製造設備		10
自動車車体製造又は架装設備		11
鉄道車両又は同部分品製造設備		12
車両用エンジン、同部分品又は車両用電装品製造設備(ミッション又はクラッチ製造設備を含む。)		10
車両用ブレーキ製造設備		11
その他の車両部分品又は附属品製造設備		12
自転車又は同部分品若しくは附属品製造設備	めつき設備	7
	その他の設備	12
鋼船製造又は修理設備		12
木船製造又は修理設備		13
船用推進器、甲板機械又はハッチカバー製造設備	鑄造設備	10
	その他の設備	12
航空機若しくは同部分品(エンジン、機内空気加圧装置、回転機器、プロペラ、計器、降着装置又は油圧部品に限る。)製造又は修理設備		10
その他の輸送用機器製造設備		13
試験機、測定器又は計量機製造設備		11
医療用機器製造設備		12
理化学用機器製造設備		11

レンズ又は光学機器若しくは同部分品製造設備		10
ウォッチ若しくは同部分品又は写真機用シャッター製造設備		10
クロック若しくは同部分品、オルゴールムーブメント又は写真フィルム用スプール製造設備		12
銃弾製造設備		10
銃砲、爆発物又は信管、薬きょうその他の銃砲用品製造設備		12
自動車分解整備業用設備		13
前掲以外の機械器具、部分品又は附属品製造設備		14

現表 その他の設備

設備の種類	細目	耐用年数(年)
機械産業以外の設備に属する修理工場用又は工作工場用機械設備		14
楽器製造設備		11
レコード製造設備	吹込設備	8
	その他の設備	12
がん具製造設備	合成樹脂成形設備	9
	その他の設備	11
万年筆、シャープペンシル又はペン先製造設備		11
ボールペン製造設備		10
鉛筆製造設備		13
絵の具その他の絵画用具製造設備		11
身近用細貨類、ブラシ又はシガレットライター製造設備	製鎖加工設備	8
	その他の設備	12
	前掲の区分によらないもの	11
ボタン製造設備		9
スライドファスナー製造設備	自動務歯成形又はスライダ－製造機	7
	自動務歯植付機	5
	その他の設備	11
合成樹脂成形加工又は合成樹脂製品加工業用設備		8
発ぼうポリウレタン製造設備		8
繊維壁材製造設備		9
歯科材料製造設備		12
真空蒸着処理業用設備		8
マッチ製造設備		13

コルク又はコルク製品製造設備		14
つりざお又は附属品製造設備		13
墨汁製造設備		8
ろうそく製造設備		7
リノリウム、リノタイル又はアスファルトタイル製造設備		12
畳表製造設備	織機、い草選別機及びい割機	5
	その他の設備	14
畳製造設備		5
その他のわら工品製造設備		8
木ろう製造又は精製設備		12
松脂その他樹脂の製造又は精製設備		11
蚕種製造設備	人工ふ化設備	8
	その他の設備	10
真珠、貴石又は半貴石加工設備		7
水産物養殖設備	竹製のもの	2
	その他のもの	4
漁ろう用設備		7
前掲以外の製造設備		15
砂利採取又は岩石の採取若しくは砕石設備		8
砂鉄鉱業設備		8
金属鉱業設備(架空索道設備を含む。)		9
石炭鉱業設備(架空索道設備を含む。)	採掘機械及びコンベヤ	5
	その他の設備	9
	前掲の区分によらないもの	8

石油又は天然ガス鉱業設備	坑井設備	3
	掘さく設備	5
	その他の設備	12
天然ガス圧縮処理設備		10
硫黄鉱業設備(製錬又は架空索道設備を含む。)		6
その他の非金属鉱業設備(架空索道設備を含む。)		9
ブルドーザー、パワーショベルその他の自走式作業用機械設備		5
その他の建設工業設備	排砂管及び可搬式コンベヤ	3
	ジーゼルパイルハンマー	4
	アスファルトプラント及びバッチャープラント	6
	その他の設備	7
測量業用設備	カメラ	5
	その他の設備	7
鋼索鉄道又は架空索道設備	鋼索	3
	その他の設備	12
石油又は液化石油ガス卸売用設備(貯そうを除く。)		13
洗車業用設備		10
ガソリンスタンド設備		8
液化石油ガススタンド設備		8
機械式駐車設備		15
荷役又は倉庫業用設備及び卸売又は小売業の荷役又は倉庫用設備	移動式荷役設備	7
	くん蒸設備	10
	その他の設備	12
計量証明業用設備		9
船舶救難又はサルベージ設備		8

国内電気通信事業用設備	デジタル交換設備及び電気通信処理設備	6
	アナログ交換設備	16
	その他の設備	9
国際電気通信事業用設備	デジタル交換設備及び電気通信処理設備	6
	アナログ交換設備	16
	その他の設備	7
ラジオ又はテレビジョン放送設備		6
その他の通信設備(給電用指令設備を含む。)		9
電気事業用水力発電設備		22
その他の水力発電設備		20
汽力発電設備		15
内燃力又はガスタービン発電設備		15
送電又は電気事業用変電若しくは配電設備	需要者用計器	15
	柱上変圧器	18
	その他の設備	22
鉄道又は軌道事業用変電設備		20
列車遠隔又は列車集中制御設備		12
蓄電池電源設備		6
フライアッシュ採取設備		13
石炭ガス、石油ガス又はコークス製造設備(ガス精製又はガス事業用特定ガス発生設備を含む。)		10
ガス事業用供給設備	ガス導管	
	鋳鉄製のもの	22
	その他のもの	13
	需要者用計量器	13
	その他の設備	15

上水道又は下水道業用設備		12
ホテル、旅館又は料理店業用設備及び給食用設備	引湯管	5
	その他の設備	9
クリーニング設備		7
公衆浴場設備	かま、温水器及び温かん	3
	その他の設備	8
故紙梱包設備		7
火葬設備		16
電光文字設備		10
映画製作設備(現像設備を除く。)	照明設備	3
	撮影又は録音設備	6
	その他の設備	8
天然色写真現像焼付設備		6
その他の写真現像焼付設備		8
映画又は演劇興行設備	照明設備	5
	その他の設備	7
遊園地用遊戯設備(原動機付のものに限る。)		9
ボーリング場用設備	レーン	5
	その他の設備	10
種苗花き園芸設備		10
前掲の機械及び装置以外のもの並びに前掲の区分によらないもの	主として金属製のもの	17
	その他のもの	8